

法人税等の調査事績の概要

～平成 30 事務年度～

国税庁から平成 30 事務年度の法人税等の調査事績の概要が公表されました。主要な取組として海外取引法人等に対するものや消費税還付申告法人に対する取組などがあり、海外取引に注目していることがわかります。

平成 30 事務年度の実地調査件数は 9 万 9 千件であり、そのうち 7 万 4 千件について申告漏れが指摘されました。

海外取引法人等に係る実地調査の状況

項目	事務年度		29		30	
	件数等	前年対比	件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	16,466	121.20%	15,650	95.00%		
海外取引等に係る 非違があった件数	4,500	134.90%	4,367	97.00%		
うち不正計算があった件数	696	139.20%	646	92.80%		
海外取引等に係る 申告漏れ所得金額(億円)	3,670	155.10%	6,968	189.90%		
うち不正所得金額(億円)	206	100%	227	110.30%		

不正事例

海外取引先への手数料を水増し計上

➡国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度から調査に進展

移転価格税制に係る実地調査の状況

項目	事務年度		29		30	
	件数等	前年対比	件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	178	105.30%	257	144.40%		
申告漏れ所得金額(億円)	435	69.40%	365	83.70%		

➡事前確認制度の利用が増え大型の案件に対する調査が少なくなっていること。調査対象となる取引規模が小さくなっていることから 1 件あたりの申告漏れが

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

小さくなってきています。換言すれば中小企業においても移転価格の税務問題はあるということです。

海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度	29	30
		件数等	件数等
非違があった件数		1,684	1,627
申告漏れ所得金額(億円)		78.28	94.08

不正事例

非居住者や外国法人に対する支払い（非居住者等所得）について源泉徴収もれ

非違件数の内訳は人的役務提供事業（29%）使用料等（21%）給与等（18%）配当（13%）利子（13%）不動産譲渡（4%）組合利益（2%）となっています。

非居住者源泉

非居住者や外国法人に支払う国内源泉所得に対しては原則として支払い額の20.42%を源泉徴収し、翌月10日までに納付しなければなりません。

源泉徴収の有無について重要なことは国内源泉所得に該当するか否かです。

所得税法と異なる定めが租税条約にある場合は租税条約に基づき判断する必要がありますので、国ごとに租税条約で確認することにご留意ください。